第二十六条の四第二項 第三号	障害補償給付若しくは障害給付	障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付
第二十七条の二第三項 第二号及び第二十八条 第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

附　則

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第九条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百三十二号を第百四十二号とし、第百十八号から第百三十一号までを十号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十六　メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類

百二十七　メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百十六号を第百二十四号とし、第百十五号を第百二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十三　メチル＝二―［一―（四―フルオロブチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百十四号を第百二十一号とし、第八十一号から第百十三号までを七号ずつ繰り下げ、第八十号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七　Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルペンタンアミド（別名バレリルフェンタニル）及びその塩類

第一条中第七十九号を第八十五号とし、第七十八号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　（Ｅ）―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルブタ―二―エナミド（別名クロトニルフェンタニル）及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十二号とし、第七十三号から第七十六号までを五号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十五号とし、第二十五号から第七十号までを四号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　一―（四―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン（別名四―ＣＭＣ）及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十五号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　一―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第二十号を第二十二号とし、第十一号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　二―（エチルアミノ）―一―フェニルヘキサン―一―オン（別名Ｎ―エチルヘキセドロン）及びその塩類

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第三条中第七十四号を第七十五号とし、第四十一号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　八―クロロ―六―（二―フルオロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―［一・二・四］トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十一号

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚醒剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五　メチル＝三―オキソ―二―フェニルブタノアート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三